

<空家等管理活用支援法人の指定について>

・空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 50 号）により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 23 条第 1 項に基づく「空家等管理活用支援法人」の指定に関しては、本町の方針が定められるまでは指定しないこととする。